

第 1 章 会員に関する事項

(会員の区分)

- 第1条** 1. 当法人は定款第 2 章第 6 条に定める資格を有する団体または個人を法人法の定める社員(会員)とし、会員は下記のとおり区分する。
- ①正会員 …当法人の目的に賛同して入社した地域や都道府県を統括するマージャン団体
 - ②会 員 …当法人の目的に賛同して入社した地域や都道府県で活動するマージャン団体
 - ③賛助会員…当法人の目的に賛同して事業を賛助するために入社した個人または団体
 - ④個人会員…当法人の目的に賛同して入社した個人および免許状取得者
 - ⑤名誉会員…当法人に功労のあった者または学識経験者で、理事会において推薦されたもの
2. 当法人は、北海道、東北、関東、東京、中部、近畿、中国、四国、九州に地区段位審査会を、都道府県に都道府県段位審査会を置くことができる。

第 2 章 会費に関する事項

(入会金および会費)

- 第2条** 定款第2章第7条、第8条及び第9条の定めに基づき、当法人の会員の入退会及び会費等に関して必要な事項を下記のとおり定め、会員身分の安定を図るとともに、事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。
2. 入会金
入会金は当面の間、無しとする。
3. 年会費
- ①正会員 …20, 000円
 - ②会 員 … 5, 000円
 - ③賛助会員…20, 000円
 - ④個人会員… 2, 000円

(会費等の納入)

- 第3条** 当法人に入会する会員は、入会金及びその事業年度分の会費を、賛助会員は、入会金、その事業年度分の会費を所定の方法により納入しなければならない。
2. 当法人は、会員から入会金、年会費が納入されたときは、領収書を発行しなければならない。ただし、会員証を発行する場合、並びに、入会金、年会費が金融機関から振り込みの方法により納入された場合は、領収書の発行を省略すること

ができる。

3. 会員から入会金、年会費が納入されたときは、会員管理台帳に記載しなければならない。

第 3 章 組 織

(役員の規定等)

第4条 当法人に次の役員を置く

代表理事	会 長	…1名
代表理事	理事長	…1名
代表理事	委員長	…1名
理 事	副委員長	…2名
〃	常任理事	…若干名
〃	会 計	…1名
〃	委 員	…若干名

第5条 1. 本部審査会

- ① 委員長・副委員長は、理事長の推挙を得て、理事会で決める。
- ② 委員は当法人理事および理事長の委嘱する委員とする。
- ③ 会計は、理事会において理事の中から推挙する。
- ④ 理事長は、必要に応じて特別委員会を設置し、特別委員会委員長及び委員を任命する。
特別委員会は委嘱された業務について審議し、理事会に報告する。
- ⑤ ねんりんピック専門委員会を設置し、ねんりんピック関連事業に取り組む。
- ⑥ 公共施設を会場として組織する競技団体の設立、運営等に関する指導と助言を行う。

2. 正会員団体

- ① 正会員団体はその役員名簿を本部審査会に提出しなければならない。
- ② 正会員団体は、代表者他、2名を常任委員会に出席させることができる。
- ③ 正会員団体は、代表者他、5名を社員総会に出席させることができる。

3. 会員団体

- ① 会員団体は、代表者を社員総会に出席させることができる。

(役員の実務分担)

第6条 役員の実務分担を次の通りとする。

1. 会長は当法人を代表し、会務を統括する。
2. 理事長は会長を補佐し、当法人の実務全般に携わり、会長事故あるときは会

務を代行する。

3. 委員長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは会務を代行する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、会務を代行する。
5. 常任理事は委員長を補佐し、実務を分掌する。
6. 会計は会計事務を担当処理する。
7. 監査は会計経理を監査する。
8. 委員は委員長を補佐し、段位審査実務を分担する。

第 4 章 審査・認定及び免許

(免許の方法)

第7条 段位の免許は下記の4項目の方法による。

1. 審査を行う場合

イ)牌品 ロ)技術 ハ)成績 ニ)造詣(知識・牌歴) ホ)その他必要な事項

2. 競技会による場合

別に定める競技規定による

3. 研修会による場合

研修会は正会員団体及び会員団体が、当法人に届け出て、その承認を得たものとする。

4. 審査を省略する場合

- イ) 斯界に対する功労、その他の理由により正会員団体及び会員団体が必要と認めたもの。
- ロ) 正会員団体及び会員団体が第7条第1項の各号について優秀と認めたもの。

(免許の権限)

第8条 段位は会員の区分に応じて下記のとおり発行・認定・推薦ができる。

1. 正会員

- ① 正段位免許状四段までの発行
- ② 正段位七段までの認定
- ③ 正段位十段までの推薦

2. 会員・賛助会員

- ① 正段位参段までの発行
- ② 正段位六段までの認定
- ③ 正段位八段までの推薦

3. 個人会員

- ① 段位四段までの推薦

第9条 段位は正段位と名誉段位に区分し、初段より拾段までとする。。

第10条 段位の免許に要する審査料及び免許料は内規にこれを定める。

第11条 段位の免許及び昇段に必要な条件等については内規にこれを定める。

第 5 章 麻雀教室の運営・指導者の育成

第12条 麻雀教室講師の認定

1. 当法人は、次の各号のいずれにも該当する者を、その申請により麻雀教室講師として認定する事が出来る。
 - ①当法人が交付する段位免許、四段以上の有段者であること。
 - ②当法人の個人会員であること。
 - ③定められた講習を受講していること。
2. 前項の認定を受けようとする者は、当法人に次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。その場合において、当該認定申請書には段位免許状の写しを添付しなければならない。
 - ① 氏名及び住所
 - ② 会員名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - ③ 審査料(認定書代金)の納入
3. 当法人は第1項の認定をしたときは、第2項の申請に基づき、認定証を交付しなければならない。
4. 認定証の有効期限を交付日より 1 ヶ年とし、更新の手続きを行わなければならない。
 - ①更新手続手数料 …2, 000円

第13条 麻雀教室の開講

1. 当法人は、会員の麻雀教室開講にあたり、次の各号に該当する場合は、麻雀教室として認定することが出来る。
 - ① 当法人正会員団体の承認を得ること。
 - ② 第12条に定める認定講師を従事させていること。
 - ③ 麻雀教室を運営出来る設備・備品を備えていること。
 - ④ 当法人発行の麻雀教室教則本を使用、教材を完備していること。
2. 麻雀教室運営に際し、当法人が別に定める麻雀教室開講・運営心得を遵守。
3. 麻雀教室開講する場合、当法人へ次の事項を記した書面を提出し、当法人は第12条第1項に該当する場合、一般社団法人全国麻雀段位審査会麻雀教室の認定書を発行しなければならない。
 - ① 氏名又は名称及び住所、法人にあつてはその代表者の氏名
 - ② 教室の名称及び所在地
 - ③ 教室の構造及び設備の概要

4. 麻雀教室の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する事となった時は、遅滞なく認定証を当法人に返納しなければならない。

- ① 死亡した場合、同居の親族又は法定代理人
- ② 法人が合併以外の事由により解散した場合、精算人
- ③ 法人が合併により消滅した場合、合併により設立された法人の代表者
- ④ 理由なく年会費の更新を行わない場合、本人

第 6 章 附 則

第14条 第4章の 審査・認定及び免許に関する事項については、別に定める一般社団法人全国麻雀段位審査会の内規による。

第15条 本規約の改廃は社員総会において議決する。

第16条 昭和56年5月20日制定の全国麻雀段位審査会規定及び内規を廃し、平成29年3月1日より本規約による。